

急増する少額輸入貨物の現状と課題

令和 7 年 6 月 1 2 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
急増する少額輸入貨物への対応に
関するワーキンググループ
財務省関税局

目次

1. 背景

- 少額輸入貨物の増加と水際取締り上の懸念の増大
- 少額輸入貨物の増加等に係る国際場裡での指摘

2. 輸入貨物への課税制度の概要とその課題

- 税関における関税等の徴収
- 少額貨物に係る関税・消費税の免税制度（デミニミス）
- 消費税に係る少額免税制度に係る適正な課税のあり方の検討①
- 消費税に係る少額免税制度に係る適正な課税のあり方の検討②
- 消費税に係る少額免税制度に係る適正な課税のあり方の検討③
- 課税価格決定の特例（0.6掛け）
- 少額輸入貨物に係る簡易税率
- 少額輸入貨物の課税制度上の課題

3. 少額輸入貨物の増加により生じる水際取締り上の課題

- 少額輸入貨物の水際取締り上の課題
- 簡易・迅速な通関手続①（マニフェスト申告）
- 簡易・迅速な通関手続②（予備審査制）
- 簡易・迅速な通関手続を悪用した不正事案の発生
- 輸入通関における民間事業者の役割と課題
- 越境EC貨物の取扱いに関するアンケート
- AEO（Authorized Economic Operator）制度に係る状況
- 税関の水際取締りにおける情報の活用と課題①
- 税関の水際取締りにおける情報の活用と課題②

1. 背景

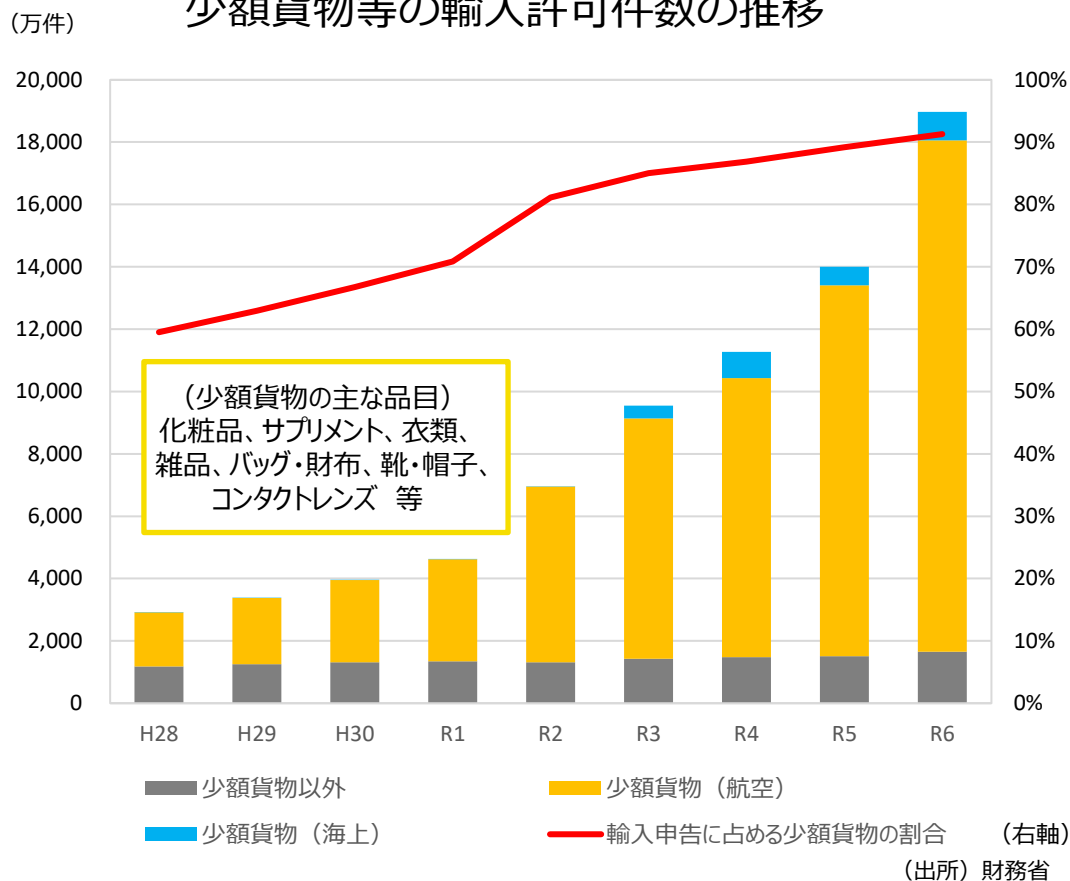
2. 輸入貨物への課税制度の概要とその課題

3. 少額輸入貨物の増加により生じる水際取締り上の課題

少額輸入貨物の増加と水際取締り上の懸念の増大

- **越境EC（電子商取引：E-Commerce）の拡大等に伴い、輸入件数の増加が継続。**令和6年の輸入許可件数は約1億9,000万件と、前年比約35%増加。**課税価格の合計額が1万円以下の少額輸入貨物（以下「少額貨物」という）の令和6年の輸入許可件数は約1億7,000万件で、全輸入許可件数の約9割を占める。**
 （注）税関は、輸入貨物の通関時に関税、消費税等を徴収しているが、少額貨物については、関税及び消費税が原則免除となっている。
- **不正薬物の押収量や知的財産侵害物品の差止件数が増加傾向にある中、多数の少額輸入貨物が輸入されることにより水際取締り上の懸念が増大。**

少額貨物等の輸入許可件数の推移



水際取締り上の懸念

- 令和6年の不正薬物全体の摘発件数は1,020件（前年比24%増）、押収量は初めて2年連続で2トンを超えている。
- 令和6年の知的財産侵害物品の輸入差止件数は3万3千件を超え、過去最多を更新し、極めて深刻な状況となっている。



【覚醒剤の摘発事案】

税関：横浜税関

摘発年月：令和6年10月

仕出国：メキシコ

犯則物件：覚醒剤約59kg



【商標権侵害の告発事案】

税関：東京税関

摘発年月：令和6年10月

仕出国：中国

侵害物品：衣類34点

（出所）財務省

少額輸入貨物の増加等に係る国際場裡での指摘

- OECD の報告書では、主として消費税を念頭に、**少額輸入貨物に対する免税制度**は、**税収減を生じさせるとともに、国内小売業者に対して不当な競争圧力**を加え、将来的には**国内の雇用等への悪影響**があるため、こうした**免税基準が現在においても適切かどうか**検討すべきと指摘。
- G7においても、少額輸入貨物の大幅な増加が続く中で、**税関実務や関税及び租税の徴収に与える悪影響**やその他の**リスクへの対応策**を模索する方向で一致。

OECD BEPSプロジェクト最終報告書（2015年）※BEPS: Base Erosion and Profit Shifting（税源浸食と利益移転）

- 少額輸入品に対する付加価値税（VAT）の免税が導入された当時は、インターネットショッピングは存在せず、免税の恩恵を受ける輸入品の量は比較的小さかった。近年、VATを有する多くの国では、VATが徴収されない少額商品の輸入量が大幅かつ急速に増加しており、その結果、VAT税収が減少し、国内消費者への販売にVATを課することが義務付けられている国内小売業者に対する不当な競争圧力が高まっている。
- また、上記の目前の問題だけでなく、将来的には、国内事業者が少額商品を免税で販売するために、第三国に移転するインセンティブとなり、国内の雇用や直接税の税収に悪影響を与える。
- 少額輸入貨物に対する免税基準は、デジタル経済の出現・発展より前に設定されたものであるため、この基準が現在においても適切か検討を行う必要がある。

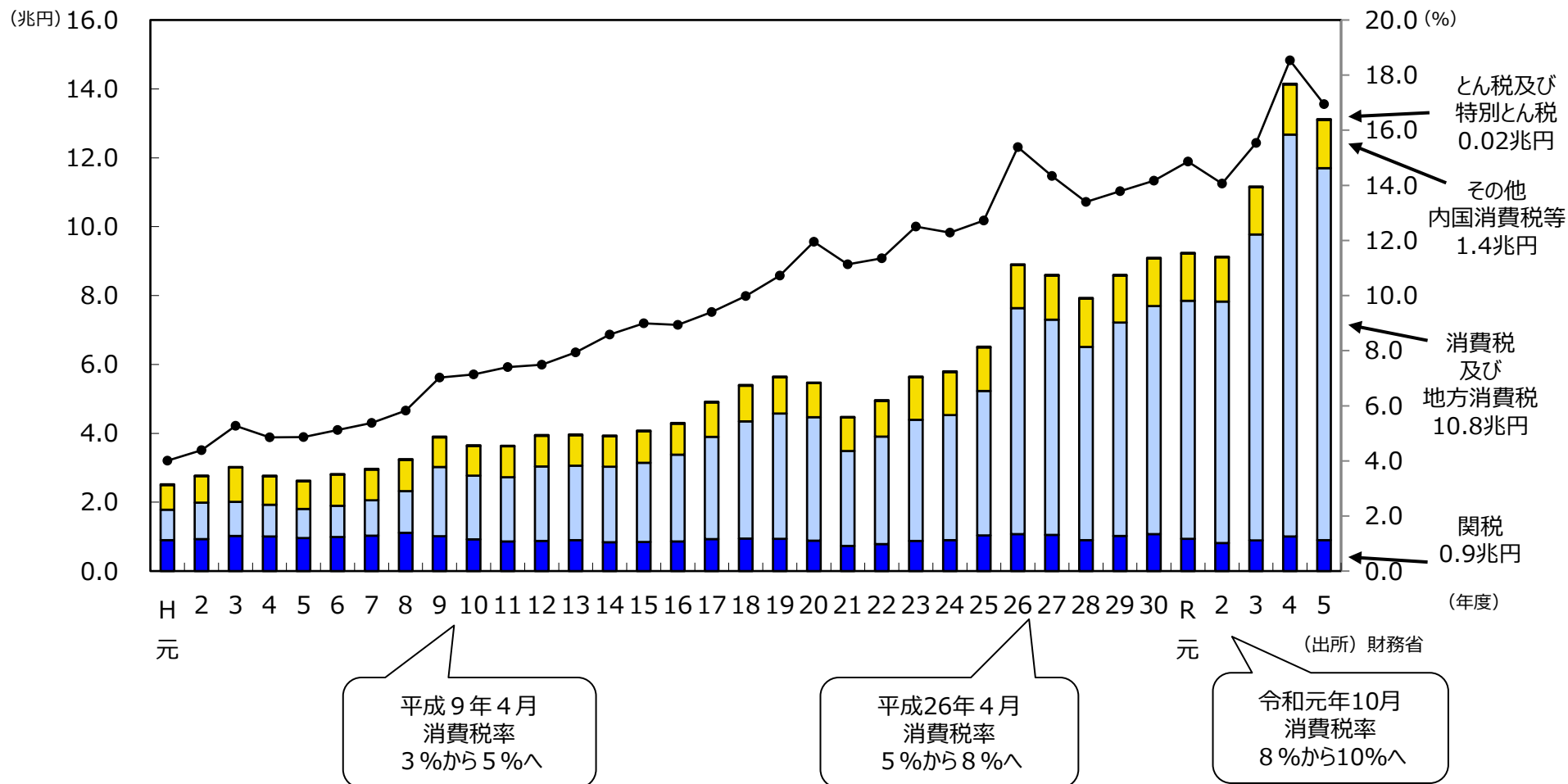
G7財務大臣・中央銀行総裁声明 仮訳（抄）（2025年5月22日）

我々は、我々の経済に分散的な形で輸送される国際的な少額貨物の大幅な増加、及びこれが税関管理や関税及び租税の徴収インフラを圧倒し、悪用する可能性があるとして認識する。我々は、違法薬物取引、偽造品の輸入、商品の誤分類、税収の漏れ、国内小売業者にとっての不公平、大量の廃棄物が発生する可能性があるとして認識する。我々は、少額貨物の輸入に関する制度がこれらのリスクに対処し得る方法を探求することにコミットする。

1. 背景
2. **輸入貨物への課税制度の概要とその課題**
3. 少額輸入貨物の増加により生じる水際取締り上の課題

税関における関税等の徴収

- 税関は輸入貨物に係る**関税、消費税（地方消費税を含む。）**及び**その他内国消費税（酒税・たばこ税等）**を徴収。
- 税関における令和5年度の関税等の収入額は**約13.1兆円**（前年度比7.3%減）。
- 税関における関税等の収入額は租税及び印紙収入全体に占める**約16.9%**に相当。



少額貨物に係る関税・消費税の免税制度（デミニミス）

- **課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物**について、**関税及び消費税を免除**（酒税、たばこ税等の内国消費税は免除されない）。ただし、一部の品目（米、砂糖、革製品等）は適用除外。

（注1）デミニミスとは（de minimis）とは、ラテン語の“De minimis non curat lex”（法は細かいことにはこだわらない）が語源であり、一定の基準以下の僅かなものに対して規制の対象としない意で使われる。

（注2）海外で小売取引され、輸入者の個人的な使用に供される貨物（携帯品や通販貨物）については、課税価格を「海外小売価格×0.6」で算出する「課税価格決定の特例」が適用されるため、実体上、16,666円（ $16,666 \times 0.6 \div 10,000$ ）が免税上限額となる。

- **納税者の事務負担の軽減及び税関における円滑な通関処理を維持**するため、平成元年に消費税の導入に伴い導入。
- 諸外国においては、越境ECの拡大等を踏まえ、国内事業者との競争上の均衡を図る観点から、特に消費税の少額免税制度を見直す動きが見られる。

諸外国の少額輸入免税基準

国名	関税	消費税
EU	150ユーロ	なし（2021年に廃止）
米国	800米ドル	—
豪州※	1000豪ドル	なし（2018年に廃止）
ニュージーランド※	1000NZドル	なし（2019年に廃止）
シンガポール※	なし	なし（2023年に廃止）
韓国	150米ドル	150米ドル
日本	1万円	1万円

（出所）各国政府HP等

※これらの国では、一定の閾値を超えた事業者に登録義務を課し、当該登録を受けた事業者による少額輸入貨物の取引についてのみ消費税の少額免税制度を廃止している。

登録義務の閾値 豪州：7万5千豪ドル（約760万円）、ニュージーランド：6万NZドル（約550万円）、シンガポール：100万Sドル（約1億1千万円）

消費税に係る少額免税制度に係る適正な課税のあり方の検討①

- 越境ECの市場拡大に伴い、**内外事業者の課税の公平性の確保等**に関する問題が顕在化。こうした状況を受け、**少額免税制度**の見直しを含め、当該取引に係る適正な消費税の課税のあり方について政府税制調査会等で検討が行われている。
- 具体的には、昨年11月の第1回政府税制調査会専門家会合において、消費税に係る少額免税制度について、**国内外の事業者間のイコールフットイングを図る観点から見直しを行うべき等**の意見が出された。また、同年12月の与党税制大綱において、「**事業者間の公平性や通関実務への影響等**を考慮の上、越境電子商取引に係る適正な消費課税のあり方について検討を行う」こととされた。

政府税制調査会 「経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合」での主な意見

(令和6年11月13日)

- ・ **越境EC**に関しては、**国内事業者とのイコールフットイングを考えるべき**であり、海外事例を参考にしながら少額免税制度の見直しを進めていくべきでないか。
- ・ **海外事業者による格安越境EC**が非常に伸びており、このビジネスモデル自体が**少額免税制度を利用したもの**となっており、国内事業者との競争においてアンフェアな状況であり、迅速に対応する必要。
- ・ 国内で真面目に税金を納めている人が意識しないところで損をして、**国際競争力を持てなくなっている**。加速的に検討しなければならない。
- ・ 少額免税制度の見直しについては、円滑な通関と適正な課税を両立できるよう進めることが肝要。

令和7年度与党税制改正大綱（抄）

(令和6年12月20日)

近年、物品販売に係る国境を越えた電子商取引の市場は急速に拡大しているが、**国外事業者による消費税の無申告や少額輸入貨物に対する免税により、適正な課税や国内外の事業者間の競争上の公平性の確保に課題が生じている。**

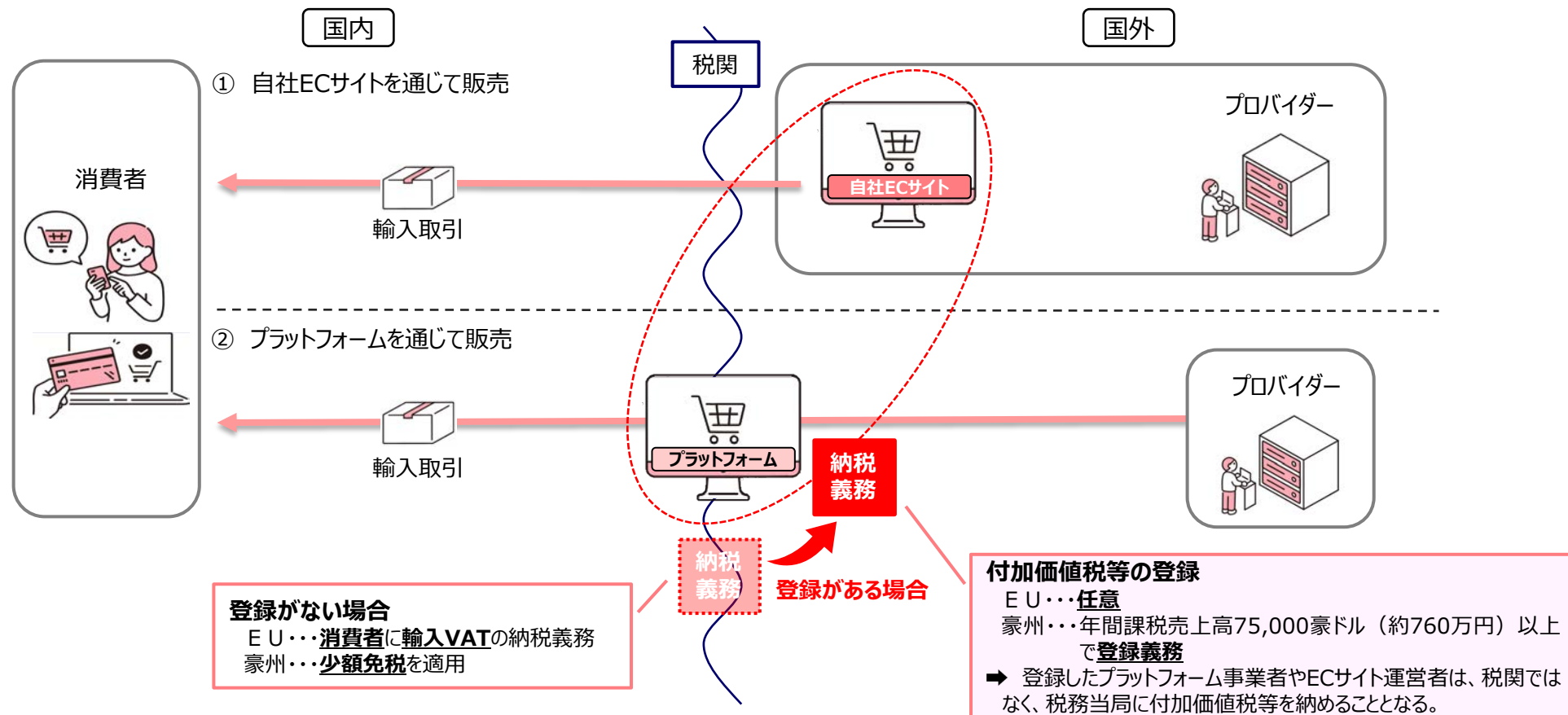
こうした課題に対応するため、諸外国における制度・執行両面での対応を参考としつつ、**事業者間の公平性や通関実務への影響等を考慮の上、国境を越えた電子商取引に係る適正な消費課税のあり方について検討を行う。**

消費税に係る少額免税制度に係る適正な課税のあり方の検討②

令和6年11月13日 政府税制調査会
「経済社会のデジタル化への対応と
納税環境整備に関する専門家会合」
財務省提出資料

- **EUでは、2021年7月より、150ユーロ以下の少額貨物について、税務当局に登録を行ったEC事業者・プラットフォーム事業者に、VAT（付加価値税）の納税義務を課す制度が導入されている（登録は任意）。登録を受けていない場合には、従前どおり通関時に輸入VATが課され、消費者がその納税義務を負うこととなる。**
- **豪州は、2018年7月より、一定規模以上のEC事業者・プラットフォーム事業者については、税務当局への登録義務を課した上で、少額貨物に対するGST（物品サービス税）免税を廃止。当該事業者が申告納税義務を課す仕組みはEUと同様であるが、EUのように全ての事業者を対象とするのではなく、売上が基準に満たないものについては、引き続き少額免税が適用される。**

（参考）上記又は上記に類似する仕組みがイギリス、ニュージーランド、シンガポール、ノルウェー等で導入されている。



（注）少額輸入貨物以外（150ユーロ超、1000豪ドル超）の場合には、登録の有無にかかわらず、全て通関時に輸入付加価値税等が課される。

消費税に係る少額免税制度に係る適正な課税のあり方の検討③

- 消費税の少額免税制度について、既に見直しを実施しているEU方式、豪州方式のいずれを志向すべきか、その際のメリット・デメリットについて本年5月の第2回政府税調専門家会合において議論された。
(参考) EU方式：少額免税制度自体を廃止する方式（原則、登録を受けたEC事業者等が納税）。
豪州方式：売上規模等が一定の閾値を超えたEC事業者等に登録義務を課し、当該登録を受けた事業者による少額輸入貨物の取引についてのみ少額免税制度を廃止する方式。
- EU方式、豪州方式がそのまま我が国に導入された場合、**通関時の課税実務への影響**が予想されており、税関実務の観点からも検討が必要。

EU方式・豪州方式が採用された場合に想定される通関実務への影響

EU

- EU方式で少額免税制度が廃止された場合、登録事業者以外の者に係る貨物について、通関業者の輸入・納税申告事務の負担が増加。
 - 貨物の販売時と輸入時に二重課税が生じないよう、税関において、通販貨物か否か、**通販貨物の場合には登録事業者**を利用して輸入された**貨物か否かを識別**する必要。
 - 特に、**賦課課税方式の国際郵便物**については、**登録事業者以外の者**を利用して輸入された郵便物に対し、**税関が新たに課税する必要が生じ、既存の体制では対応困難**。
- (注) 登録事業者の郵便物が5割と仮定を置いて機械的に試算すると、新たに約1,420万件の課税業務が発生。現状、課税業務は約47万件/年。

豪州

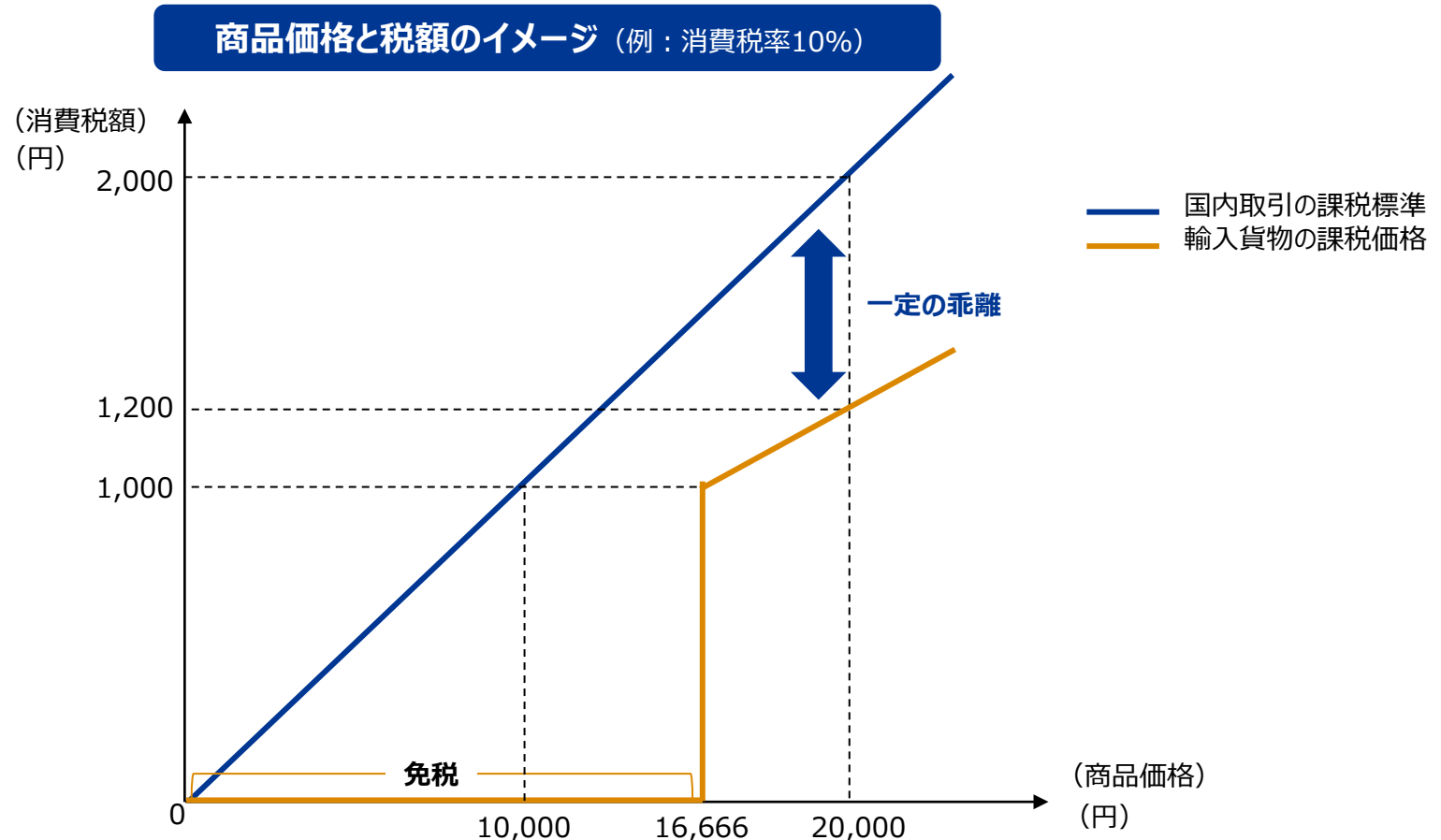
- 登録事業者以外の者を利用して輸入された貨物は免税となるため、**新たな課税業務や二重課税の発生は限定的**。
- 貨物の販売時と輸入時に二重課税（主として少額免税制度適用除外品目を想定）が生じないよう、税関において、通販貨物か否か、**通販貨物の場合には登録事業者**を利用して輸入された貨物か否かを識別する必要。

課税価格決定の特例（0.6掛け）

- 国内において行われる資産の譲渡等（国内取引）の課税標準は、商品価格（税抜価格）とされているが、個人的な使用に供される輸入取引については、その商品の卸取引の段階で取引された場合の価格が課税価格となる。

（注）個人的な使用に供される輸入貨物について、仮に小売取引の価格を課税価格として関税・消費税等を課した場合には、一般的に卸売取引の価格で関税等が課される輸入商業貨物に比して関税・消費税額等が割高となり課税の公平を失うことになるので、個人的な使用に供されるものだけに卸売取引の価格を課税価格とするもの。本措置は、昭和55年に、当時珍しかった海外旅行の土産品を念頭に法制化したもの。

- 具体的には、海外小売価格に0.6を乗じた金額が輸入貨物の課税価格となるため、国内取引との間で課税標準に一定の乖離が生じることとなる。なお、調査する限り、こうした特例を設けている国はない。



少額輸入貨物に係る簡易税率

- **課税価格の合計額が20万円以下の輸入貨物**に対して、**7区分**（20%、15%、10%、5%、3%、無税、アルコール飲料）の**税率の適用**を可能とするもの。ただし、一部の品目（一般税率が無税の物品、米・麦、乳製品、革製品等）は適用除外。
- 国際郵便物やSP貨物の輸入急増を受けて、**納税事務の簡素化・課税事務の効率化による通関の迅速化**のため、平成5年度改正で導入（平成14年度・26年度改正で見直し）。

（注）制度導入時は、10万円以下・6区分であったところ、

- ・ 平成14年度改正で、ウルグアイ・ラウンド合意の実施等による一般税率の水準低下に対応した簡易税率全般の引き下げ、6区分→7区分（無税枠の新設）等を実施。
- ・ 平成26年度改正で、適用上限金額を10万円→20万円に拡大。

簡易税率表

簡易税率		品目（具体的な品目例）
20%		トマトケチャップ、アイスクリーム、毛皮製衣類
15%		コーヒー・茶、毛皮
10%		野菜・果物、肉・魚等の調製品（ソーセージ、魚・かにの缶詰等）、絹織物、衣類（ニット製のものを除く）
5%		紅茶、香辛料、木製品、綿織物、帽子、眼鏡
3%		プラスチック製品、傘、つえ、ガラス製品、銅・アルミ製品、家具、寝具、マットレス、玩具、遊戯用具、運動用品
無税		紙製品、陶磁製品、鉄鋼製品
（従量税）		アルコール飲料
	70円／L	(1)ワイン
	30円／L	(2)清酒
	20円／L	(3)焼酎

少額輸入貨物の課税制度上の課題

- 少額輸入貨物への課税制度に関し、制度趣旨を逸脱した事案の発生や事業者の事務負担の増加等、**適正な課税を行う上での課題が顕在化。**

少額免税制度に関する課題

- 少額免税制度により、商品価格を実際より**低価に改ざんして申告するインセンティブ**が発生。
- 一度に輸入する商品の価格が、少額免税制度の適用上限額を超えた場合、消費税等がかかることから、上限額を超えないように**商品を分割発送することを案内して販売するECサイトも存在し、国内事業者と国外事業者との間で競争上の不均衡が発生。**
- 少額貨物の増加を踏まえた、**事業者の事務負担や税関の円滑な通関処理の要請と、課税の公平性のバランスの確保。**

課税価格決定の特例に関する課題

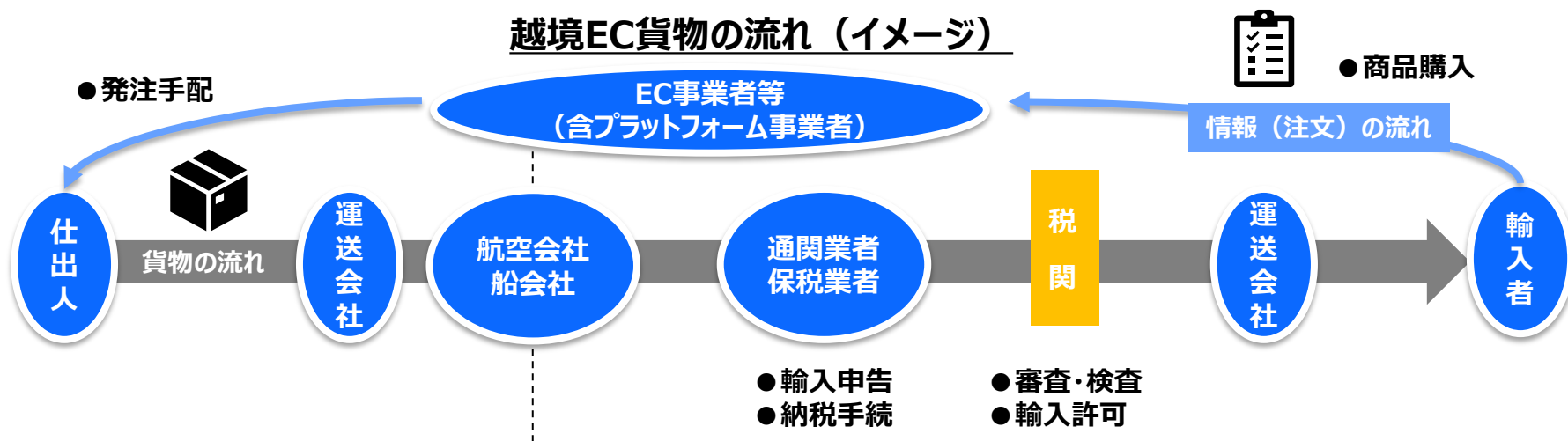
- 越境ECの拡大に伴い、個人使用を目的とする輸入が増加。課税価格決定の特例により、**国内事業者と国外事業者との間で競争上の不均衡が拡大。**
(例) 国内の小売店で20,000円の衣服を購入した場合には、2,000円の消費税が課税される一方、海外からインターネットで20,000円の衣服を購入（輸入）した場合には、課税価格決定の特例により1,200円の消費税が課税される。
- **個人的な使用に供されるものか否かという貨物の用途に応じて、当該特例の適用可否が決まるが、事業者・税関の双方にとってその判別が困難であることから大きな負担。**
(例) 自動車販売店の経営者が、通信販売で購入した車のパーツを個人使用として輸入申告したが、宛先が当該販売店となっていたため、税関が当該特例を適用せずに課税したところ、当該経営者と税関との間でトラブルとなった。
- 個人使用と偽り、課税価格決定の特例の適用を受けて輸入し、国内において転売する事案も見受けられ、**脱税の温床となっている可能性。**
(例) 個人使用との申告に基づき通関した貨物（化粧品）と同種の貨物について、その後、短期間に複数回の輸入実績があったため、輸入者に照会したところ、「実は販売用」との説明があった。

1. 背景
2. 輸入貨物への課税制度の概要とその課題
3. **少額輸入貨物の増加により生じる水際取締り上の課題**

少額輸入貨物の水際取締り上の課題

- 越境ECを利用した少額輸入貨物の大半は、**通関の迅速性を重視した簡易な通関手続**が適用されているほか、企業間で行われる商業取引と異なり、オンライン・プラットフォームを通じた**個人購入者との直接取引**により輸入される等の特徴を有している。
- こうした少額輸入貨物を取り巻く環境の変化に伴い、水際取締り上の課題への対応がより困難となっている状況。

課題	概要
簡易・迅速な通関手続を悪用した不正事案	簡易・迅速な通関手続（マニフェスト申告・予備審査制）を悪用した不正事案が発生し、知的財産侵害物品等が日本国内に流入する事態が生じている
一部の保税業者・通関業者の貨物管理等のあり方	少額輸入貨物を中心に輸入件数が急増する中、保税業者・通関業者の役割は一層重要となっているが、一部の保税業者・通関業者の業務（適正な貨物管理、輸入申告）に関して懸念・課題が顕在化
不正確・不十分な輸入申告情報	厳格な水際取締りと迅速通関を両立させるため、輸入貨物等に関する情報の重要性が増加しているが、輸入申告に必要な正確・十分な情報が入手できない



簡易・迅速な通関手続①（マニフェスト申告）

- マニフェスト申告は、**少額免税制度の適用等**の一定の条件に該当する**航空貨物**について、HSコード及び関税率等の申告項目の一部を省略できる輸入申告手続であり、**全ての者が利用可能**。

（注）「マニフェスト」とは、貨物の明細書（積荷目録）であり、特定の飛行機に搭載する貨物全てが記載されている。

- **通関業者の負担軽減及び輸入貨物の迅速な通関を目的**として、平成13年度に導入。
- マニフェスト申告の利用率は高水準（航空貨物全体の輸入件数の約8割（令和6年））。

マニフェスト申告の利用要件

航空貨物混載業者が扱う貨物で、次に掲げる全ての条件に該当する貨物

イ 混載貨物運送状（House Air Waybill）に基づく貨物であって、一の混載貨物運送状に係る貨物について関税率法第14条第18号《少額貨物の無条件免税》の規定が適用されるもの。

⇒ **少額免税制度の適用物品**（一部の品目（米、砂糖、革製品等）は除く。）

ロ 消費税以外の内国消費税の課税対象とならないもの

ハ 関税法第70条第1項又は第2項《証明又は確認》の規定による**他法令の証明又は確認を要しないもの**

ニ 関税法第71条《原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入》に規定する表示がなされていないもの

マニフェスト申告の特徴

- 省略できる申告項目（主なもの）

貨物の価格等に係る事項：**HSコード**、**関税率**、関税課税標準数量、評価区分

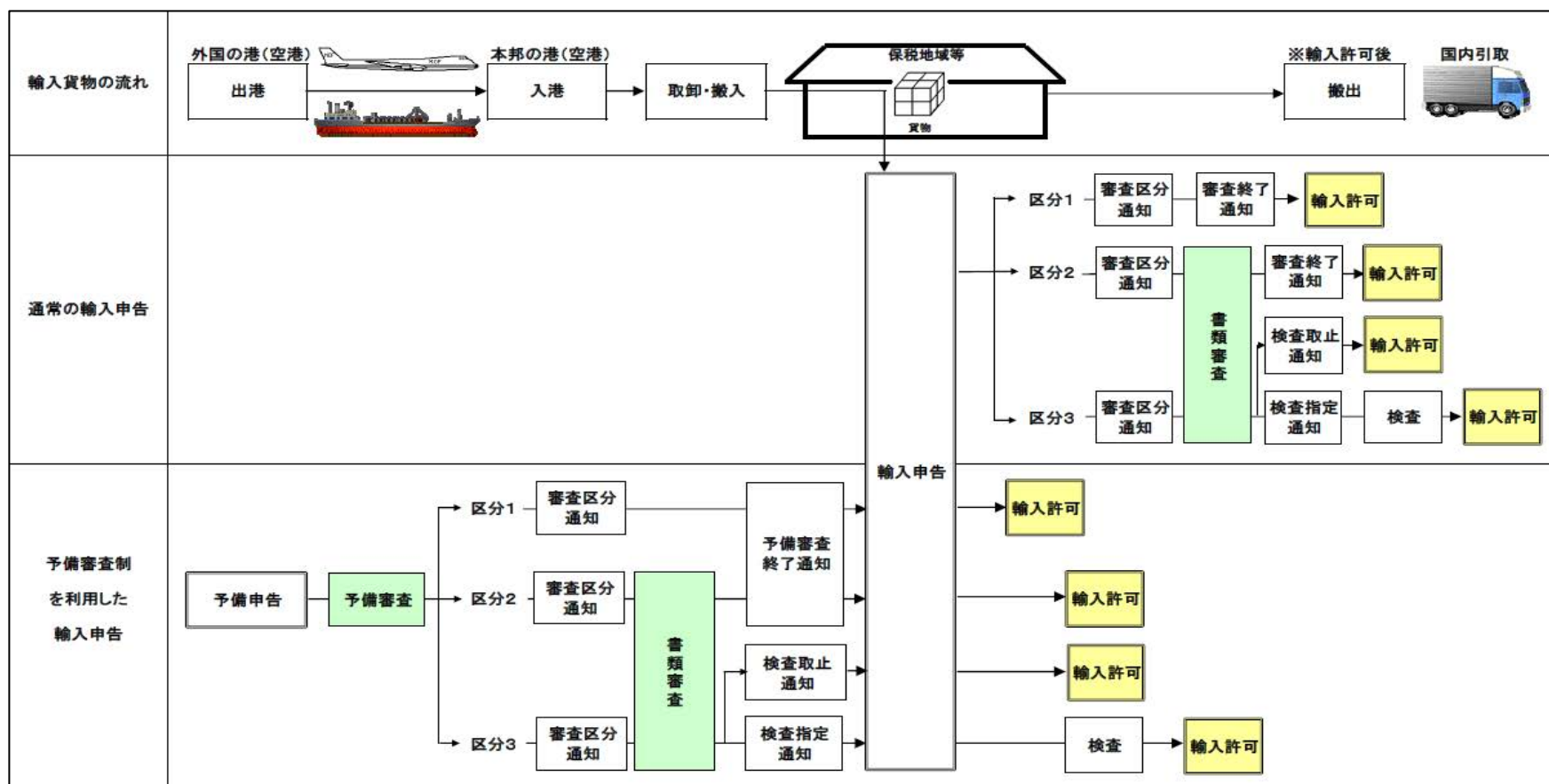
その他の事項：税関事務管理人名、同受理番号、インボイス番号、他法令名、輸入承認証番号

- 仕入書等の通関関係書類の提出省略が可能

簡易・迅速な通関手続②（予備審査制）

- 予備審査制は、貨物の日本到着前や他法令に係る輸入関連手続の終了前であっても、予備的な輸入申告を行い、税関の審査・検査要否の事前通知を受けることができる制度。**全ての者が利用可能であり、全ての輸入貨物が対象。**
- 輸入貨物の通関の迅速化等を図るため、昭和63年に導入。
- 予備審査制の利用率は高水準（航空貨物 9 割超、海上貨物は約 8 割（令和6年））。

通常の輸入申告と予備審査制を利用した輸入申告の比較



簡易・迅速な通関手続を悪用した不正事案の発生

- 少額貨物は、マニフェスト申告制度及び予備審査制を利用して輸入申告が行われることが多い中、知的財産侵害物品及び覚醒剤の密輸、他法令の規定により輸入に際して必要な許可・承認等を受けていない物品の輸入等、**多くの不正事案**が発生している。
- 簡易かつ迅速な通関手続の利用は、適正な申告が行われることを前提としているが、不正事案は、一部の事業者による**不十分な法令遵守意識により生じたもの**と考えられる。

マニフェスト申告・予備審査制を利用した申告に見られる直近の主な非違事案

(注) 非違とは、関税関連法の規定に違反する行為

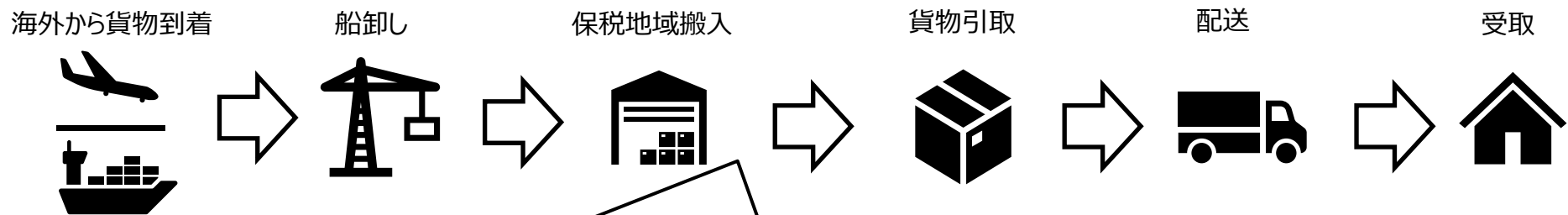
	プラットフォーム	仕出国	非違内容
事案1	不明	中国	知的財産侵害物品等（貨物のすり替え）※
事案2	不明	メキシコ	覚醒剤
事案3	不明	中国	知的財産侵害物品
事案4	海外ECプラットフォーム	中国	輸入者名誤り （3か月で3,000件超）
事案5	海外ECプラットフォーム	韓国	他法令（薬機法）輸入規制該当 （化粧品の個人輸入の上限数量超過）
事案6	海外ECプラットフォーム	米国	他法令（薬機法）輸入規制該当 （電子タバコの個人輸入の上限数量超過）
事案7	国内ECプラットフォーム	中国	知的財産侵害物品 輸入者名誤り

※ 予備審査制で税関審査・検査が必要との通知を受け取った後に、海外において問題のない貨物にすり替えて税関での発見を免れていた。（出所）財務省

輸入通関における民間事業者の役割と課題

- 我が国への貨物の輸入については、許可を受けた**保税業者・通関業者が、貨物の適正な管理・適正な輸入申告を行う責務**を負っている。
- 少額輸入貨物を中心に輸入件数が急増する中、保税業者・通関業者の役割は一層重要となっているが、一部の保税業者・通関業者の業務（適正な貨物管理、輸入申告）に関して、**懸念・課題が顕在化**。
- 税関として、保税業者・通関業者に対する指導・監督をこれまで以上に適切に行い、適正・迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を実現することが、社会全体にとって重要となっているのではないか。

輸入通関の流れ



保税業者

保税地域（関税等の徴収が留保されている外国貨物を置くこと等が可能な場所）で適正な貨物管理を行うことにより、貨物の不正な流入防止を支援

通関業者

輸入者に代わり、通関手続（関税等の計算・納付、輸入申告手続、書類作成）を代行し、円滑・適正な貿易を支援

税関

- 保税業者に対する規制・監督権限（許可、処分）
- 通関業に対する規制・監督権限（許可、業務改善命令、監督処分）
- 輸入申告を適正に審査・許可、不正輸入の取締りを行う責務
- 啓発活動（研修・広報等）

現状の課題

保税業者

- 大量の貨物を集中処理する必要の中、リードタイム短縮を優先した不適切な貨物管理等の懸念
- 従業員の関与が疑われる不適切事案が発生（自主管理制度への脅威）

通関業者

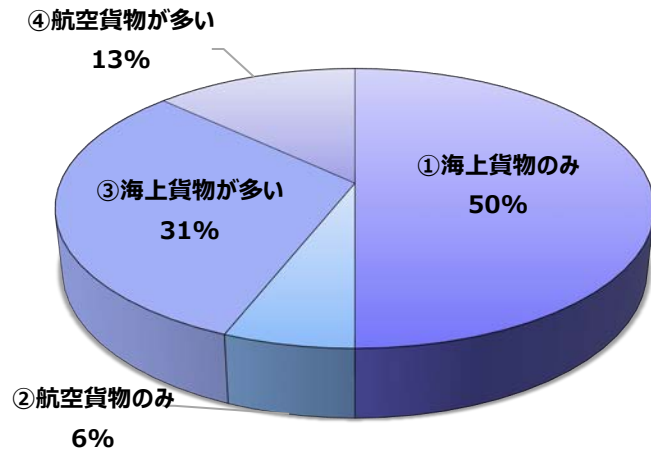
- 大量の通関手続を適正・迅速に処理するための処理体制・リスク管理体制が不十分であると疑われる非違事案が発生

越境EC貨物の取扱いに関するアンケート

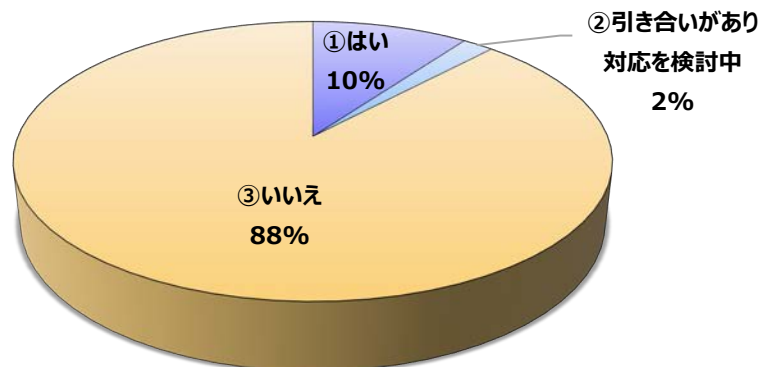
- 日本通関業連合会加盟店社に対して実施したアンケート調査（※）によれば、①（回答した）加盟店社のうち現状越境EC貨物を取り扱っている社は少数派であり、②越境EC貨物に関するビジネスを今後取り扱うことに慎重である社が多い。

（注）越境EC貨物への対応に関するアンケート調査を実施（令和6年4月）。
全国各地区通関業会加盟店社1538者を調査対象とし、うち312者が回答（回収率約20%）。

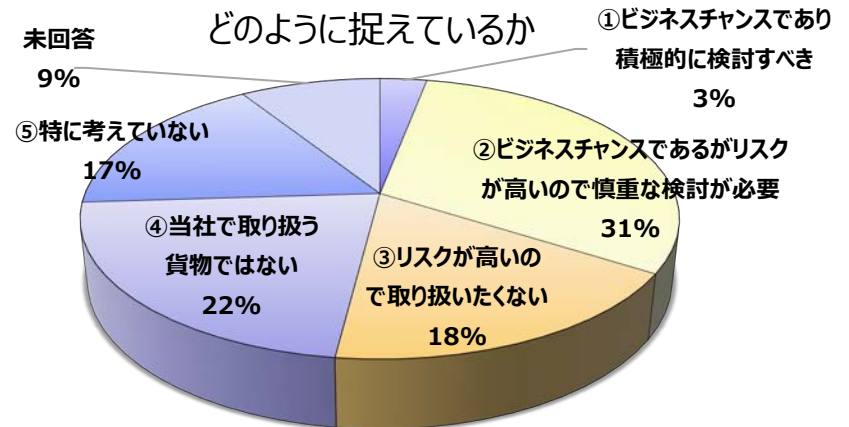
自社で取り扱っている貨物について



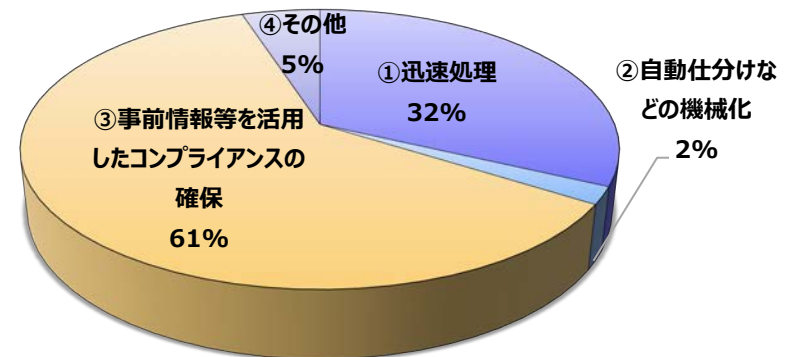
現在越境EC貨物を取り扱っているか



越境EC貨物に関するビジネスを



越境EC貨物の取扱いにおいて、特に大事と考えている点は何か



AEO（Authorized Economic Operator）制度に係る状況

- AEO制度とは、**貨物のセキュリティ管理と法令遵守（コンプライアンス）の体制が整備された事業者**を、税関が承認・認定し、**税関手続の簡素化・迅速化策**を提供する制度。
- 国際物流におけるセキュリティ対策の強化を背景に、セキュリティ確保と円滑化を両立する方策として、平成18年3月に導入。令和7年6月現在、通関業者で265者が認定されているが、越境EC貨物を取り扱う者は僅か。

米国で発生した同時多発テロ以降、各国にて
国際物流におけるセキュリティ対策の強化

国際競争力向上等のため
税関手続簡素化等の物流円滑化の推進

国際標準に則ったAEO制度を導入（平成18年3月）

- ・ 財務省・税関と民間事業者とのパートナーシップの構築
- ・ 国際物流の一層の円滑化とセキュリティ確保との両立

⇒ 我が国の国際競争力を強化（その後、対象事業者、メリットを順次拡大）



Authorized
Economic
Operator
Program

AEO制度とは

1. AEO制度に参加する事業者は、自社が関与する物流において
 - ① 税関手続等に関する法令を遵守すること（コンプライアンス確保）
 - ② 取扱貨物の安全を確保していること（セキュリティ管理）を税関と共にあらかじめ確認（※1）

※1 AEO制度が求める具体的要件例

- 貨物、輸送、敷地等のセキュリティ確保
- 社内連絡体制
- 教育・訓練の体制内部監査
- 委託先管理
- 税関との連絡体制

AEO事業者が取り扱う貨物には、
「盗難・すり替え・差込み」がされない体制整備が必要

2. 税関は、AEO事業者に対して、適正な税関手続と貨物管理を行う者として、簡素化・迅速化した税関手続を提供（※2）

※2 AEO事業者に対する措置の例

- 輸入手続：貨物の国内到着前に輸入許可を受けることが可能
- 輸出手続：貨物が自社倉庫等にある状態で輸出許可を受けることが可能
- 保税運送手続：運送ごとの保税運送承認が不要
- 新たな保税蔵置場等を設置する場合、税関の許可が不要（税関への届出のみ）
- 税関に届け出た倉庫等における保税地域許可手数料が免除
- 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関官署にも輸出入申告を行うことが可能。

AEO制度の対象となる事業者（計756者）

税関

パートナーシップ

輸入者	輸出者	倉庫業者	通関業者	運送者	製造者
102者	228者	151者	265者	10者	-

（令和7年6月1日現在）

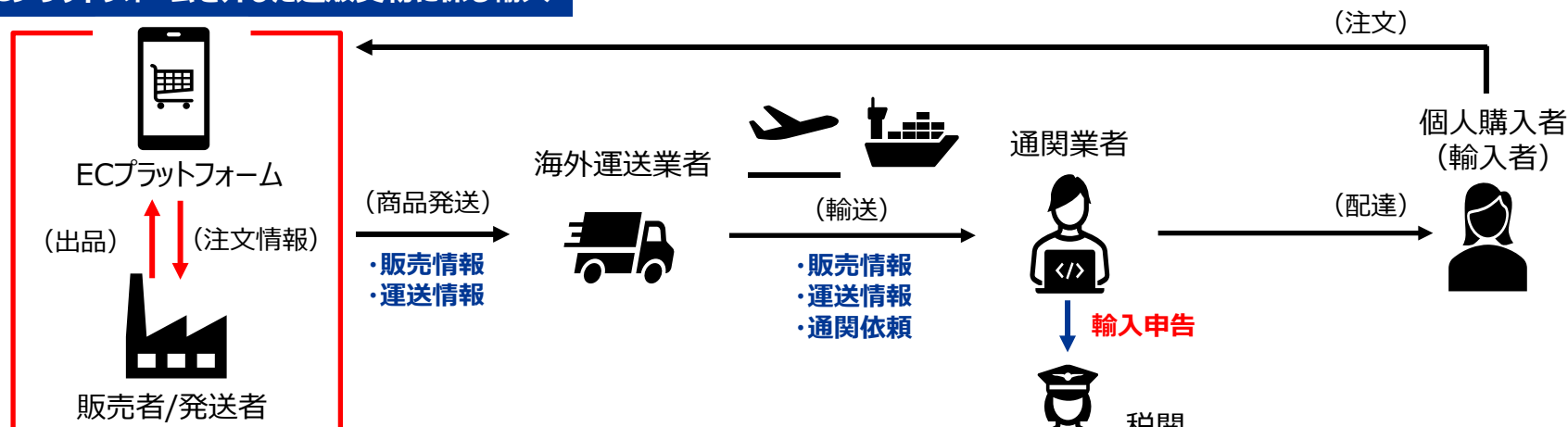
税関の水際取締りにおける情報の活用と課題①

- 税関においては、輸入申告の際に取得する輸入申告情報に基づき、審査及び検査対象を選定。水際のセキュリティ確保と迅速通関を両立するためには、正確・十分な情報に基づき適切に水際取締り上のリスクを特定し、効果的・効率的な審査・検査を実施することが必要であり、**輸入貨物が急増する中にあるは、情報の重要性が高まっている。**
- 少額輸入貨物の大半を占める通関貨物について、通関業者は、海外運送業者等から提供された情報（輸入者名や商品の品名・価格等の販売情報）に基づき輸入申告をしているが、その中には、**海外運送業者等からの不正確・不十分な情報に基づき申告が行われているケースが散見。**

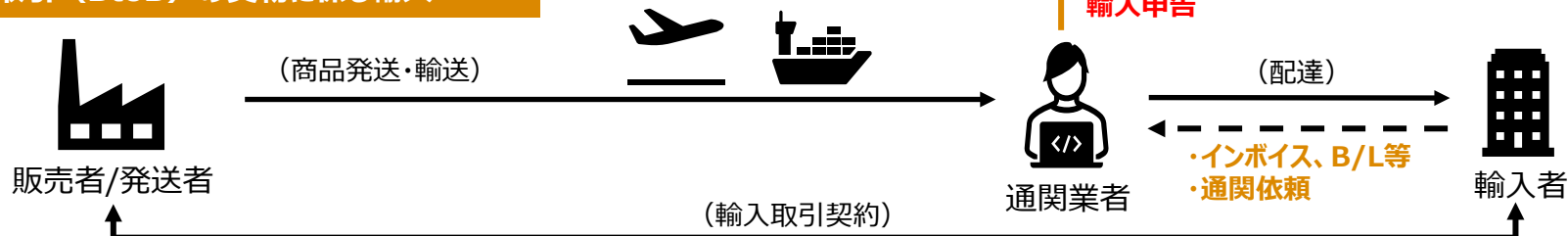
（注）商業輸入の場合と異なり、通関業者は、取引情報の保存義務のない個人購入者から必要な情報を入手することは困難。

- そのため、**税関がリスク判定を行う上で必要な情報を取得できず、適正なリスク判定が困難**になっている。

越境ECプラットフォームを介した通関貨物に係る輸入



商業取引（BtoB）の貨物に係る輸入



税関の水際取締りにおける情報の活用と課題②

- **少額の航空貨物**において利用可能なマニフェスト申告については、通常の申告と比較して申告情報が限定的となることから、税関によるリスク判定機能が働きにくいという課題がある。そのため、税関においては、一部の通関業者の協力の下、**輸入申告前に貨物に関する情報（事前情報）の提供**を受けて、税関による審査及び検査対象貨物の選定に活用している。

（注）現在、事前情報を取得している輸入件数は、全体の輸入件数の約 2 ～ 3 割程度。

- **海上貨物**についても、近年における少額貨物の海上輸送ニーズの高まりを受け、令和 7 年10月、通販貨物を対象として、その販売情報等の輸入申告前の提供等を要件として、一部の申告項目を省略した簡易・迅速な通関手続を可能とする「**海上小口貨物に係る簡易通関**」を導入。
- こうした取組により、**税関が輸入申告前に取得可能な情報を拡大し、少額輸入貨物に係るリスク判定の適正化**を図っている。また、これにより、事業者（通関業者、EC事業者等）及び税関双方の円滑な業務運営にも資することとなる。

「海上小口貨物に係る簡易通関」における事前情報の活用（イメージ）

